〈実践研究報告〉

『障害者差別解消法改正作業の現状から文字情報 バリアフリーの課題について考える』

NPO 法人 大活字文化普及協会 理事・事務局長 / 文字情報バリアフリー研究者 市 橋 正 光

I. はじめに

2016年4月に施行された障害者差別解消法は、 日本が世界で141番目にようやく批准した障害者 権利条約の内容を、具体的に実施するための国内 法として成立施行された法律である。

障害者権利条約や障害者差別解消法に規定されている「障害」とは、社会の側にある障壁とされている。身体的な障害の有無を問わず、街中にある段差やバリアフリー設備の不足をはじめ、看板や表示又は紙媒体の情報などが読みにくい状態となっている文字情報バリアーなど、日常生活を送る上での全ての社会的障壁を無くすことを条約の目的としている。社会の側にある障壁を取り除くことを「合理的配慮」と位置付け、障害の有無を問わずに全ての人が自立して平等に暮らすための権利を守るための国際条約であり、国内法となっている。

日本の障害者関連の法律である障害者総合支援 法などは、法の対象者を障害者手帳の所持者とし ていることから対象範囲を狭くして、できるだけ 手厚く支援することが目的とされているといえる が、障害者差別解消法には障害者権利条約と同様 に社会的障壁の定義が明記されていて、政府基本 方針には、法の対象者は、社会の側にある障壁に よって困っている人全でであって障害者手帳の有 無を問わないと規定されている。つまり、障害者 手帳申請はしていないけれど、日常生活に困って いる高齢者や、行政機関をはじめとする公的機関 から発信される文字情報の分かりにくさや各種申 請手続きの難しさに困っている一般市民も、障害 者差別解消法の対象者と考えられるのである。平 均年齢が50歳近くになり、65歳以上が3人に1人近くとなっている世界一の超高齢化社会となってしまった日本社会においては、今後は多くの国民が法律の対象者となっていく可能性が高いのが障害者差別解消法なのである。

2021年6月に改正障害者差別解消法が可決されて、3年以内に施行されることになったが、主な改正点は2つある。一つ目は、今までは合理的配慮の提供が「努力義務」とされていた民間事業者について、法改正が施行されると、行政機関と同じ「法的義務」とされることになっている。二つ目は、「合理的配慮の不提供」や「不当な差別的扱い」を受けた場合に相談する体制が強化されることになっている。

文字情報バリアフリーの視点から考えると、合理的配慮の具体例として挙げられている「点字や拡大文字での情報提供」や「代読・代筆対応」などが、2024年春頃に予定されている法律の施行後は、行政機関以外の全ての民間事業者においても、対応が法的義務化されることになる。

日本政府が障害者差別解消法を一体的に実施するために発表している障害者差別解消法の基本方針において明記されている事業者とは、自治体や独立行政法人を除く、商業その他の事業を行う者とされ、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者とされている。つまり、行政機関以外の公的機関である金融機関や医療機関、鉄道事業者や高速道路会社、営利企業や社会福祉法人等をはじめ、個人事業者も含む日本国内の全ての事業者に、合理的配慮の提供が義務付けされることになるの

である。

本論文では、改正障害者差別解消法施行後に、 事業者の合理配慮の提供が法的義務化されること によって、文字情報バリアフリーの課題がどのよ うに変わっていくかについて考えてみる。

Ⅱ. 障害者差別解消法の合理的配慮と文字情報バ リアフリーとは?

文字情報バリアフリーの視点からの障害者差別 解消法の合理的配慮の具体例として、点字や拡大 文字での情報提供や代読代筆での対応などが挙げ られている。社会生活を送る上で、朝起きた時に 時計の数字を見て時間を確認することから始まっ て、一日中文字を読まない日は無いといえる。江 戸時代の寺子屋・藩校の時代から、「読み書き・ ソロバン | を身に着けることが基本とされていた ように、現代の小学校でも、主要教科として重視 されているのが、国語と算数である。行政機関か ら郵送等で届く行政通知を読むことができない と、平時・災害時共に社会生活を送ることが困難 となってしまう。最近の事例では、新型コロナ感 染症ワクチン接種券なども、視覚障害者のみ世帯 で目の見えない人だけの場合は、自宅に接種券が 届いた時に、他の郵便物と見分けることもできず、 ワクチン接種が開始されたことすら知ることが困 難な状況となってしまった。

目の見えない・見えにくい視覚障害者や高齢者 をはじめ、社会の側から発信される情報を読めな いことの文字情報バリア―を取り除くことは、障 害者差別解消法で規定されている「不当な差別的 取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」という

2つの基本原則の実施につながる。そして、 障害 者権利条約と障害者差別解消法の基本理念となっ ている「社会的障壁の除去」という視点からも、 超高齢化社会であり、高度情報化社会となってい る日本において、文字情報バリアフリーを進める ことは必須だということがわかってくる。

1. 文字情報バリアフリーの歴史と合理的配慮に ついて

社会的な障壁によって不便が生じる人全てを対 象する社会モデルの考え方を採用した障害者差別 解消法においては、日常生活に不便がある高齢者 や一時的にケガをした人まで含まれるので対象範 囲が非常に広いといえる。

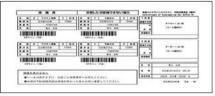
日本において、一番最初に社会モデルの考えか ら、文字情報サービスを行政機関に要請したの は、1970年頃から、図書館利用に障害のある人 に図書館サービスを提供することを主な目的の1 つとして社会運動を展開した視覚障害者読書権保 障協議会である。この団体では、市民が自由に公 平に利用できるはずの公共図書館などの当時の公 的施設において、視覚障害者等が利用できるよう なサービスを行っていないことの改善を求めてい た。この団体の事務局長として要請運動の調整役 をしていたのが、亡き父 市橋正晴であり、読書 権保障協議会の運動を実際に公共図書館サービス につなげたのは、日本図書館協会の障害者サービ ス委員会の委員長を長年務めた田中章治氏であ る。

全国の公共図書館約3000館のうち、代読代筆 サービスの基本型といえる公共図書館における対 面朗読サービスの実施は、現在でも全国の約4分



★寺子屋(vahoo 検索)





★奉行所のお札書き(yahoo 画像) ☆コロナワクチン接種券(yahoo 画像)

の1の公共図書館で実施されている。点字図書館 等の福祉施設でサービスを受けることができるの は原則として障害者手帳を取得している人に限定 されているが、一方で公共図書館は、図書館を利 用することに困難がある全ての人を利用者として いることから、障害者手帳の有無を原則として問 わない。まさに障害者差別解消法と同じ社会モデ ルの考え方で、公共図書館は運営されてきたとい える。

少子化で世界一の高齢化社会がますます進み、 平均年齢が50才近くとなっている日本社会では、 今後日本国民の大多数が高齢化に伴って、社会的 障壁があることによって、日常生活を送る上で必 要な文字情報を得ることが困難になることが予想 される。つまり日本国民の大半が障害者差別解消 法の対象者となるということである。障害差別解 消法は、少子高齢化が加速する今後の日本社会全 体を支える重要な法律として確実に実効性を高め ていくことが必要だといえる。

2. 障害者差別解消法における文字情報バリアフリーの実施事例

内閣府が障害者差別解消法の法律内容周知のた めに発行したリーフレットでは、合理的配慮の提 供方法として、点字や拡大文字での文字情報サー ビスの提供を行うとしている。また、合理的配慮 の主な具体例として、代読代筆サービスを挙げて いる。2016年4月1日の法施行以降、拡大文字 での情報提供については、特定非営利活動法人 大活字文化普及協会の要請運動によって、いくつ かの初事例が開始された。具体例としては、内閣 府から発行された障害者差別解消法リーフレット が点字や大活字およびテキストデータ版の多媒体 で発行されたことや視覚障害者向けのマイナン バー制度周知リーフレットが点字と音声 CD およ び大活字版で全国の自治体に配布されたことなど がある。地方自治体の実施事例では、障害者のし おりが、点字や音声版に加えて、大活字版発行とし て、東京都千代田区や世田谷区などで実現された。



★千代田区障害者福祉のしおり (大活字版)



★内閣府マイナンバー案内(大活字版)

代読代筆サービスの提供については、公的機関である地方自治体や金融機関などにおいて、読み書き(代読・代筆)情報支援サービスの技能習得を目的とする講習会や職員研修が全国各地で開催されるようになった。講習会を継続開催している自治体では、役所内の窓口各所に代読代筆サービス対応を行うとする表示を設置する事例が増えてきている。代読代読サービス技能習得講習・研修会を開催した上で、役所内窓口に代読代筆サービス実施の表示を設置した自治体は以下の通りである。

※東京都千代田区、埼玉県久喜市·坂戸市、茨城 県古河市、愛知県小牧市·春日井市、三重県津市、



★千代田区研修会チラシ



★茨城県古河市表示プレート



★千代田区窓口表示プレート



★埼玉県坂戸市表示プレート

兵庫県芦屋市

Ⅲ. 改正障害者差別解消法施行後の文字情報バリアフリーの課題とは?

2016年4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)は、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。

内閣府に設置された障害者政策委員会にて内容を審議して作られた法律であり、政策委員会は、 静岡県立大学教授の石川准氏や日視連(旧日盲連)会長の竹下嘉樹氏等の視覚障害者や日本社会事業 大学准教授の曽根直樹氏などの障害者福祉の専門 家が内閣総理大臣から任命されて運営されている 委員会である。昨年6月に改正された主な内容と

しては、第8条において、民間事業者等の合理的 配慮の提供が今までは努力義務だったことが「社 会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な 配慮をしなければならない」とされ、行政機関と 同じ「法的義務」とされたことである。事業者と は民間企業だけでなく、社会福祉法人や特定非営 利活動法人も含まれるとされているので、点字図 書館他の社会福祉法人や NPO 法人などの福祉関 係団体においても、合理的配慮の提供が法的義務 となることにも注意しておく必要がある。第14 条の改正では「国および地方公共団体は、差別に 関する紛争の解決を図ることができるよう人材の 育成及び確保のための措置その他の必要な体制の 整備を図るものとする」とされて、全国の各自治 体において障害者差別解消法支援地域協議会の設 置や自治体相談窓口等の差別を解消する支援体制 が強化されるとされている。

合理的配慮の具体例に挙げられている点字や拡 大文字での情報提供や、代読代筆サービス対応な どの文字情報バリアフリーにおいて、改正障害者 差別解消法の 2024 年春頃の施行後にどのような 変化が求められるか、課題などを考えてみる。

1. 民間事業者の合理的配慮の提供

内閣府に設置された障害者政策委員会が、民間事業者や障害者団体からの改正障害者差別解消法についてのヒアリングを行った結果を受けて、各省庁に周知する政府基本方針改正の審議をしている。改正内容として民間事業者が法的義務として合理的配慮を行う際に「荷重な負担」を理由として、合理的配慮の不提供となることをできる限り防ぐために、内閣府において事業者が合理的配慮の実施事例を確認することができるようにポータルサイトをつくって優良事例を掲載したり、事業者からの問い合わせを受ける仕組みをつくることを検討している。

2. 政府基本方針と各省庁から発令される対応指 針ガイドラインの改定

第6条の改正では、第8条や第14条の改正内容を具体的に進めることを目的として日本政府が新たに基本方針を定めることとされている。

改正障害者差別解消法の2024年春頃の施行に向けて各省庁は、改正法に新たに示される基本方針を受けて、民間事業者向けガイドラインにあたる対応指針の改正作業を行うことを予定している。改正障害者差別解消法政府基本方針を令和4年度中に障害者政策委員会にて作成して、内閣府から各省庁に周知する予定となっているとのことである。各省庁では、改正された政府基本方針に基づいて、管轄する事業者に対しての「対応指針(ガイドライン)」を改正して、改正法の施行までに周知することを予定している。

3. 文字情報バリアフリーの視点からみる改正障 害者差別解消法の課題

障害者差別解消法という法律の存在が国民の多くに知られていないことが、基本的な課題として 挙げられる。社会の側に障壁があって不便が生じ

ている人の全てが法の対象となる社会モデルの考 え方により、障害者だけでなく、高齢者や一時的 な病気やケガで生活に不便が生じている全ての人 が法の対象となる。つまり、国民の全てが知って おくべき法律なのである。改正法の周知としては、 今までと同様に、障害者福祉の関係者に周知リー フレットを頒布し、内閣府ホームページにて貞字 /大活字/テキスト版のデータをダウンロードで きるようにするとのことだが、今回は行政機関以 外の民間事業者に合理的配慮の法的義務が課せら れることからも、全ての国民に周知することを目 的として、例えばテレビ・ラジオでの周知や頒布 するリーフレットの発行数も増加して、国民の多 くに、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮 の法的義務化についての改正内容を理解してもら う必要がある。



★内閣府リーフレット (大活字版)



★合理的配慮の具体例

Ⅳ. 行政機関などの合理的配慮の提供と文字情報 バリアフリーの課題とは?

公的機関での点字や拡大文字での情報提供と代 読代筆サービスの実施は、視覚障害者限定ではな く、障害者手帳の所持していない高齢者や学習障 害者、外国人や一時的な病気やケガで読み書きが 困難になっている人も含む全ての市民が対象範囲 とされている。民間事業者であるが公的機関とさ れる金融機関や医療機関などでも、2024年春頃 までに文字情報サービスの提供が法的義務とされ るが、2016年の障害者差別解消法の最初の施行 時から合理的配慮の提供が法的義務とされていた 行政機関においては、文字情報バリアフリーの視 点からみて、今までは見逃されていた「不当な差 別的取り扱い」の課題が残されている。

1. 行政機関等で認識されていない「不当な差別 的取り扱い」について

文字情報バリアフリーの視点からみると、行政 機関を含む公的機関において意識されていない不当 な差別的取り扱いが存在する。市役所ロビーなどに ある資料コーナー等の設置管理者は総務課となって いるが、視覚障害者等にとっては資料コーナーがあ ることに見えなくて気づかないこと事態が、不利益 といえる。市役所などの公的機関の資料コーナーに は、自治体広報誌には掲載されていない福祉関係や 地元情報等のそこでしか手に入らない市民にとって 有益な情報内容が数多く配置されている。資料コー ナーを管理する総務課においても、視覚障害者等に 資料コーナーの有益な情報が行き届いていない実態 が全く認識されていない。文字情報を提供する側も、 受け取る権利がある視覚障害者等も、双方が文字情 報バリアーがあることを認識していないことが、不 当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供につな がっているといえる。解決方法としては、代読代筆 サービス技能習得講習を受けた者(行政職員や民生 委員等)を資料コーナーに交代制で配置して、視覚 障害者等に声がけをして必要な情報を代読して、手 続きなどが必要な場合には、担当する部署に誘導し て、手続きや申請書記入の代筆対応につなげるなど



★公的機関の資料コーナー (恵那市)



★障害福祉課資料コーナー(稲城市)

の合理的配慮の提供が必要である。

2. 法務局や税務署などの行政機関手続きにおける合理的配慮の提供

法務局のロビーの資料コーナーにも行政手続き 方法について分かりやすくまとめてあるリーフ レットや行政相談窓口の案内資料などが置かれた ままになっている。例えば、法務局に法人登記簿 取得手続きにきたついでに、公正証書遺言書の説 明リーフレット、成年後見人制度説明会の開催案 内などの資料を自由に、自分にとって必要な情報 を選んで持ち帰りできるようになっている。しか し、法務局内の資料配布コーナーの存在に気づく ことが困難な視覚障害者や目が見えにくい状態に



★府中法務局の資料コーナー

ある高齢者にとっては、有益な情報を選ぶことす らできない不利益かつ不平等な状態となっている のである。

2024 年春頃までに施行される予定の改正障害 者差別解消法の施行後は、基本的人権を擁護し、 社会正義を実現することを使命とする弁護士も、 読み書き困難者からの依頼に対して合理的配慮の 提供を行うことが法的義務とされる。法務局を含 む官公庁に提出する書類を作成することや権利義 務や事実証明に関する書類を作成することを生業 とする行政書士や司法書士、税務申告や不服申し 立て手続きなどを代行することを生業とする税理 士なども同様に、読み書きに困難がある視覚障害 者や高齢者などから要請があった場合には、点字・ 拡大文字での情報提供や、代読代筆サービスでの 対応を、法的義務として実施する必要がある。

各種有益な情報が資料コーナー等に置かれていることに気づくことが難しい読み書きに困難がある視覚障害者や高齢者などから、代読・代筆サービス対応を求める声を挙げることができないという問題を解決するためには、行政機関を含む公的機関の側から積極的に、資料コーナーにある情報を得られないことによる「不当な差別的取り扱い」および「合理的配慮の不提供」という障害者差別解消法で禁止されている問題の解決に取り組むことが必要である。

具体的には、特定非営利活動法人 大活字文化 普及協会などが運営している、読み書き(代読・ 代筆)情報支援サービスの技能習得を目的とする 職員研修会などを、地方自治体だけでなく、各省 庁や弁護士会などの士業協会が主催して、代読代 筆対応の技能習得に努めることが重要だと考えら れる。

V. まとめ:障害者差別解消法改正作業の現状からみる文字情報バリアフリーの課題とは?

今回の障害者差別解消法改正では、合理的配慮 の定義については、以前までと変わらず改正され ていない。合理的配慮とは「障害者が他のものと の平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を 享有し、又は行使することを確保するために必要 かつ適当な変更及び調整であって、均衡を失した 又は過度の負担を課さないもの」と定義されてい る。この「過度の負担を課さないもの」という規 定があるために、内閣府の障害者政策委員会が各 業界団体に合理的配慮の法的義務化等の法改正に 向けてヒアリングを実施した時に、ほとんどの業 界から、合理的配慮における荷重な負担の明確な 判断基準が分かりにくいとの意見が上がってきて いる。今回の改正障害者差別解消法においても、 引き続き同じ定義とされるため、事業者における 合理的配慮の提供が法的義務とされても「過度の 負担を課さないしという範囲に限定されてしまう 可能性があることが大きな課題として残っている。

障害者差別解消法第14条の改正においては、 障害者差別解消法支援地域協議会設置自治体が増 えることが期待されるが、設置義務とはなってい ないことの課題がある。この支援地域協議会では 連絡調整や対応事例の情報共有を行なって紛争防 止を行うことを目的としているが、法律違反を 行った者(行政機関や事業者も含む)に罰則を課 すことはできない。現状のままでは、障害者差別 解消法支援地域協会が設置されている自治体がど こにあるかという最も基本的な情報が、法の対象 者に行き届いていないという大きな問題もある。 内閣府が改正施行に向けて公表している実態調査 の集計結果を見てみると、地方自治体の相談窓口 は主に障害福祉課等の福祉関係部署に設置されていることが多いが、相談窓口に寄せられた平均件数は年間10件未満が92%と、声を上げる人が少ない実態となっている。今後は、国の各省庁の問い合わせ窓口に電話することと合わせて、法改正によって各地域に設置が強化される支援地域協議会や障害者差別解消法相談窓口に「不当な差別的取り扱い」や「合理的配慮の不提供」について相談に行くことで、罰則を課すことはできなくても行政指導につなげることはできる仕組みとなっていることから、問題解決につながる可能性が高くなることは期待される。

また、改正障害者差別解消法が施行されると、相談窓口に寄せられた声を内閣府が新たに開設するポータルサイトにて公開する予定になっているとのことなので、声を上げた結果として紛争解決に至らなかったとしても、内閣府ポータルサイトに掲載されれば事業者や行政機関の問題認識や改善につながる可能性が高くなる。

改正障害者差別解消法を実効性のあるものにするためには、障害者手帳を所持していない高齢者も含む全ての文字情報バリアーを感じている一般市民も含む国民の多くが実際に体験した合理的配

慮の不提供や不当な差別的取り扱いについて、常に積極的に声を上げ続けていくことが必要だといえる。少子高齢化が進み、65歳以上が4人に1以上となり、平均年齢が50歳近くとなっている世界一の高齢化社会となっている日本社会においては、今後ますます、社会的障壁(社会の側にある障害)によって不便が生じることが想定される。国民の大多数が障害者差別解消法の対象者となることを念頭において、日本政府および内閣府は、日本国民1人1人に対して、法律内容の広報と周知徹底を行うことが法律の実効性を高め、全ての国民が平等に自立した生活を送れる共生社会の実現につながる。

改正障害者差別解消法の内容を国民に広く周知していく際には、行政からの通知文書が伝わりにくいことや、周知リーフレットを公的機関の情報コーナーに置いたとしても読み書きに困難がある人には情報が伝わらないということ、超高齢者社会におけるデジタルディバイドによる情報格差の問題なども含めて、常に文字情報バリアフリーを進めていくという視点を持ちながら、国民一人一人に障害者差別解消法の内容を理解してもらう必要があるといえる。

<参考文献・資料> ―

- ·行政書士法(昭和26年法律第四号)
- ·司法書士法(昭和25年法律第百十七号)
- ・税理士法(昭和 26 年法律第二百三十七号)
- · 弁護士法 (昭和 24 年法律第二百五号)
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する政府基本方針(内閣府 HP)
- ・障害者政策委員会議事録(内閣府 HP)
- ・基本方針改正に関するヒアリング項目 (内閣府 HP)
- ・障害者政策委員会議事録(内閣府 HP)
- ・情報の選球眼~真実の収集・分析・発信(山本康正・幻冬舎新書)

<著者の主な経歴と掲載事例> —

- ・1993年日本社会事業大学入学、サークル活動「ラグビー部」「やまのこ」等
- ・雑誌「出版ニュース」2016年6月上旬号:障害者差別解消法と読書権
- ・フジテレビ系列全国ネット「クイズやさしいね」2016月6月:大活字本専門書店紹介等
- ・TBS ラジオ全国ネット「壇れい 今日の1ページ」2017年3月3日:大活字本について
- ・朝日新聞「天声人語」2017年3月7日:現代社会における大活字本の必要性
- ・NHK「おはよう日本」2018年11月:大活字本と文字情報バリアフリー機器紹介